# 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行令 （平成十年政令第二百三十二号）

#### 第一条（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率等）

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（以下「法」という。）第十条第二項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年八分五厘、償還期限については据置期間を含め十五年、据置期間については三年とする。

#### 第二条（事業協同組合その他の法人）

法第十五条第二号の政令で定める法人は、次のとおりとする。

* 一  
  事業協同組合及び協同組合連合会
* 二  
  商工組合及び商工組合連合会
* 三  
  農業協同組合連合会
* 四  
  漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
* 五  
  森林組合連合会

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成十年七月一日）から施行する。

# 附則（平成二〇年六月二〇日政令第一九八号）

この政令は、平成二十年七月一日から施行する。  
ただし、第二条の見出しの改正規定は、同年十月一日から施行する。